

適正な水道料金について

(答 申)

2026年（令和8年）2月

福山市上下水道事業経営審議会

目 次

「適正な水道料金について（答申）」

I	はじめに	1
II	改定の検討	2
III	改定に当たっての基本的な考え方（改定の方向性）	2
IV	改定内容	3
1	料金算定期間及び改定時期	3
2	平均改定率	3
3	料金体系及び総括原価	4
(1)	用途別から口径別への移行	4
(2)	基本料金と従量料金の割合	4
(3)	段階別従量料金の逡増度	5
(4)	資産維持費	5
4	料金表	6
V	附帯意見	7
1	今後の施設整備水準	7
2	企業債の適切な活用	7
3	財政規律の堅持	7
(1)	料金回収率	7
(2)	企業債残高対給水収益比率	7
(3)	給水収益に対する資金残高	8
4	水道料金の定期的な検証と見直しの検討	8
5	不断の経営努力と市民サービスの向上	8
6	料金改定の市民周知	8
7	事業全体の情報発信	9
VI	おわりに	9
(参考資料)		
○福山市上下水道事業経営審議会	審議経過	10
○福山市上下水道事業経営審議会	委員名簿	11

2026年（令和8年）2月17日

福山市上下水道事業管理者

小川政彦様

福山市上下水道事業経営審議会

会長 清水聡行



適正な水道料金について（答申）

福山市上下水道事業経営審議会は、貴職から諮問を受けておりました「適正な水道料金について」、水道事業の経営状況や施設整備水準、その他様々な資料を参考に慎重な審議を重ね、ここに結論を得たので答申します。

「適正な水道料金について（答申）」

I はじめに

福山市の水道事業は、2025年（令和7年）11月に、通水から100年という歴史的な節目を迎えた。これまで事業に携わってこられた先人たちに、深く敬意を表するものである。

水道事業の経営に当たっては、「福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）」（以下「ビジョン」という。）に基づき、経営資源を最大限活用し持続可能な経営基盤を確立する中で、経営の健全化と市民サービスの維持・向上に取り組まれてきた。その結果、1998年（平成10年）の水道料金改定以降、27年間にわたり現行の料金水準を維持するとともに、計画的な施設整備に取り組んできたことで、基幹管路の耐震適合率や管路更新率は、全国平均を上回る高い水準となっている。

一方、事業を取り巻く経営環境は、福山市の将来推計人口^{*1}がこれまでの予測値を下回り、人口減少等に伴う水需要の低迷から収益の減少が避けられないだけでなく、物価や電気料金等が高騰した影響により、建設投資や維持管理に必要な費用が増大するなど、厳しい状況にある。また、近年は、全国各地において、自然災害による長期間の断水や老朽化に起因した大規模な管路破損事故が相次いで発生していることから、これまで以上にライフライン機能の強化が求められている。

そうしたことから、第2次福山市上下水道事業経営審議会（以下「第2次審議会」という。）が行った「水道料金等のあり方について」の答申時（2019年（平成31年）3月）から、水道事業の経営環境の傾向は変わらない中で、より厳しさが増していると言える。そのため、第2次審議会答申における4項目の論点（用途別から口径別への移行、基本料金と従量料金の割合、段階別従量料金の累進度^{*2}、資産維持費）についても、速やかに対応を検討すべき状況にある。

こうした中、第5次福山市上下水道事業経営審議会（以下「本審議会」という。）では、施設の更新・耐震化などに対する着実な投資と持続可能な経営基盤を確立し、これまでの100年間、先人たちが築き上げてきた水道施設を健全な状態で将来に引き継ぐという使命を果たすため、福山市上下水道事業管理者から「適正な水道料金について」諮問を受けた。本審議会では、第2次審議会答申を踏まえる中で、適正な水道料金の体系^{*3}と水準^{*4}について、慎重かつ精力的に議論を行い、本答申を取りまとめた。

^{*1} 将来推計人口 … 国立社会保障・人口問題研究所が令和2（2020）年国勢調査の確定数を基に推計したもの（2023年（令和5年）公表）

^{*2} 累進度 … 料金の最高単価が最低単価の何倍になっているかを示す指標。第2次審議会では「累進度」としていたが、本答申では、公益社団法人日本水道協会における考え方を踏まえ、「逡増度」という。

^{*3} 水道料金の体系 … 水道料金の構成、仕組み。どのような内訳で負担してもらうかを示すもの

^{*4} 水道料金の水準 … 水道料金の「高さ・安さ」の程度、規模。総額でいくら負担してもらうかを示すもの

II 改定の検討

2024年度（令和6年度）決算を反映した最新の財政推計（今後の水需要や更新需要等を踏まえた財政収支見通し）によると、2029年度（令和11年度）には、資金不足が生じるとともに料金回収率^{※5}が100%を割り込み、2032年度（令和14年度）には、純損失（いわゆる赤字）を計上する見込みである。この状況が続けば、ライフライン機能の維持に必要な施設の更新・耐震化等への着実な投資が停滞し、安定的な事業経営の継続が困難となる見通しである。

そのため、諮問の背景や上述の厳しい財政状況などを勘案する中で、可能な限り早期に適正な水道料金に改定すべきとの結論に至った。

III 改定に当たっての基本的な考え方（改定の方向性）

第2次審議会答申を踏まえ、「用途別から口径別への移行」、「基本料金と従量料金の割合」、「段階別従量料金の通増度」及び「資産維持費」の4項目の論点を適切に反映することを基本に、議論を行った。

適正な水道料金の検討に当たっては、公益社団法人日本水道協会が示す、水道事業者が水道料金を設定するための指針である水道料金算定要領（以下「算定要領」という。）を基本に考えていくこととした。ただし、現在の社会情勢を踏まえると、福山市の水道使用者の9割以上を占め、その大部分が生活用である小口径使用者（口径13ミリメートル・20ミリメートルの使用者）の急激な負担増には、慎重に対応する必要がある。

今後も、算定要領に基づく料金体系や水準へ段階的に近づけていくことが望ましいが、料金を見直す時点での福山市の実情を考慮した適正な料金体系や水準を検討されたい。

※5 料金回収率 … 給水に係る費用をどの程度水道料金収入で賄えているかを表すもの

IV 改定内容

1 料金算定期間及び改定時期

料金算定期間は、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）の5年間が適当である。

また、改定時期は、市民への周知期間を考慮した上で、料金算定期間の当初から実施することが望ましい。

料金算定期間については、水道法施行規則や算定要領において、負担の公平性や原価把握の妥当性などから、概ね3年から5年を基準とすることが明記されている。

次期ビジョンの計画期間と合わせることで、ビジョンに掲げる取組の達成度と併せて、適正な水道料金の水準を定期的に検証・検討していく必要性に鑑み、料金算定期間を2027年度（令和9年度）からの「5年」とすることが適当である。

改定時期については、改定の検討に至った背景に加え、2024年度（令和6年度）末の資金残高が、現行ビジョンの目標値（給水収益の6か月分）を下回る水準にまで財政状況が悪化していることから、早期に料金改定を行うことが必要である。

2 平均改定率

18.08% とすべきである。

施設整備水準の維持を前提として、適切に企業債を活用しながら事業経営に必要な最低限の資金確保も可能で、市民生活や企業活動への影響を考慮した平均改定率18.08%が妥当な水準であると結論付けた。

なお、検討に当たっては、平均改定率が18%程度から40%程度までの幅の中で4案が示され、議論を重ねた結果、この案を選択したものである。

3 料金体系及び総括原価

(1) 用途別から口径別への移行

一般用の料金体系については、「用途別料金体系^{※6}」から「口径別料金体系^{※7}」に移行すべきである。

なお、公衆浴場用については、一般公衆浴場の入浴料金の上限を広島県知事が統制額として指定していること、臨時用については、常時使用されるものではなくメーターによる計量を行っていない場合もあることから、現行の「用途別料金体系」を継続することは理解できる。

算定要領では、基本料金は原則、口径別に区分して設定するとされている。現在、福山市の料金体系は「用途別料金体系」を採用しているが、負担の公平性と料金体系の明確性の確保に向けて、口径別に算定した個別原価に基づいて料金を決定する「口径別料金体系」へ移行することが適当である。

なお、「用途別料金体系」を採用していた事業者が料金改定に合わせて「口径別料金体系」に移行しており、中核市のうち約9割の事業者が「口径別料金体系」を採用している。

(2) 基本料金と従量料金の割合

給水収益に占める基本料金の割合については、5年間の料金算定期間において現行の料金単価で算出した「27%」から、「30%」程度に引き上げるべきである。

水需要が減少傾向にある中、給水収益の多く（現行73%）を占める従量料金が大きく減少していることから、今後は、基本料金の割合を高め、安定的に収益を確保する必要がある。算定要領に基づくと、基本料金の割合は36%となるが、経営の安定性と小口使用者に対する激変緩和の両面から検討する必要がある。

なお、直近3年間で料金改定を行った中核市の基本料金の割合は、平均で30%を超えている。

※6 用途別料金体系 … 家庭用や営業用、工場用など、その使用用途により区分し、料金を設定する料金体系。福山市は、一般用、公衆浴場用、臨時用の3種類

※7 口径別料金体系 … 水道の使用量がメーター等の口径に概ね比例する点に着目し、口径の大小により区分し、料金を設定する料金体系

(3) 段階別従量料金の通増度

段階別従量料金^{※8}の通増度^{※9}を「2.00」程度に引き下げるべきである。

なお、今回の改定では、料金水準だけでなく根幹となる料金体系の変更も併せて行うものであり、従量料金の段階区分（5段階）や水量区分については、使用者への影響を抑制する観点から、現行の区分を継続することは理解できる。ただし、今後は見直しの検討が必要である。

算定要領では、従量料金の単価は使用水量の多寡にかかわらず均一とすることが推奨されている。通増度が高い場合、給水収益の増減が、大口使用者の使用水量に影響されやすくなり、水需要が減少傾向にある現状においては、経営の安定性が損なわれることとなる。現在、福山市の通増度は「2.55」であり、中核市平均の「2.43」より高い水準となっている。

なお、従量料金の最低単価について、算定要領に基づき最低限必要な費用46円で設定することは、小口使用者への影響を考慮すると、合理的な考え方に基づく単価設定である。

(4) 資産維持費

施設の更新・耐震化や企業債の償還等に必要な内部留保資金を確保するため、新たに資産維持費^{※10}を総括原価に算入すべきである。なお、その割合（資産維持率）は1.18%とすることが適当である。

算定要領では、資産維持費は水道施設の計画的な更新等の原資として、内部留保すべき適切な額を総括原価に算入することが適当であると明記されている。算入に当たって、算定要領が示す標準的な資産維持率3%ではなく、福山市の施設整備水準や市民生活、企業活動への影響を考慮した資産維持率（1.18%）とすることは、現状に鑑みて適正な水準である。

なお、中核市のうち約7割の事業者が、総括原価に資産維持費を算入している。

※8 段階別従量料金 … 使用水量の段階ごとに従量料金を設定したもの

※9 通増度 … 料金の最高単価が最低単価の何倍になっているかを示す指標

通増度＝最高単価÷最低単価（最低単価＝10m³までの料金÷10）

※10 資産維持費 … 水道施設の計画的な更新等の原資として、内部留保すべき費用

資産維持費＝対象資産（将来的にも維持すべき償却資産）×資産維持率

4 料金表

次の料金表のとおり。

(1 か月につき、税抜き)

用途	基本料金		従量料金(1 m ³ につき)				
	メーター 口径	料金	1-10 m ³	11-15 m ³	16-20 m ³	21-30 m ³	31 m ³ 以上
一般 用	13mm	770 円	46 円	149 円	179 円	224 円	246 円
	20mm	870 円					
	25mm	1,320 円					
	40mm	5,160 円					
	50mm	10,300 円					
	75mm	23,500 円					
	100mm	44,700 円					
	150mm	109,500 円					
	300mm	589,500 円					
公衆浴場用	850 円	46 円	92 円				
臨時用	3,300 円	46 円	350 円				

料金表については、平均改定率 18.08% を基礎に市民生活への影響を考慮する中で、福山市の水道使用者の 9 割以上を占める小口径使用者(口径 13 ミリメートル・20 ミリメートルの使用者)の基本料金を抑制しつつ、大口使用者が多い大口径使用者が一定の水準で負担することが妥当であると結論付けた。

V 附帯意見

1 今後の施設整備水準

水道は市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであり、水道事業者には安心・安全な水を安定的に供給し続ける責務がある。

自然災害等に備えるため、引き続き、老朽化した施設の更新・耐震化を着実に推進し、強靱な水道施設の構築に努められたい。また、今後も水需要を適切に見定め、施設のダウンサイジング・集約を検討されたい。あわせて、耐震化率や管路更新率等の目標設定が適切かどうか、ビジョンや個別計画の見直し時期などの機会を捉え、定期的に検証されたい。

2 企業債の適切な活用

企業債は、水道施設の新設や更新、耐震化などに多額の事業費が必要となる場合の資金調達手段の一つであり、現役世代と将来世代で負担を分配することができる。

福山市の企業債残高は、中核市の類似団体^{※11}の中でも多い状況にあり、人口減少社会においては、将来世代への負担が増加する懸念もあることから、企業債に過度に頼らないようにすべきである。また、企業債の活用に当たっては、従来どおりの手法にこだわることなく、その都度、事業規模や金利情勢、市場動向などを総合的に判断して最適な借入方法と借入条件を検討されたい。

3 財政規律の堅持

(1) 料金回収率

経営状況や料金水準の妥当性を検証するために、「料金回収率100%以上」を目標指標とすることは適当である。また、この指標を達成していることが施設整備に対する国からの補助金を受ける要件にもなっていることから、毎年度この目標を達成されたい。

(2) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高が償還能力(水道料金収入)に応じて適切な水準になっているかを判断するため、「企業債残高対給水収益比率^{※12}350%以下」を新たな目標指標とすることは、中核市の類似団体の財政状況と比較しても妥当である。

なお、現行ビジョンに掲げる目標「給水人口1人当たり企業債残高6.9万円以下」についても、財政の健全性を計る重要な指標であり、引き続き堅持されたい。

※11 類似団体 … 比較・分析するに当たり、特性が類似している団体。本答申では、中核市のうち、受水率が10%以下かつ配水管使用効率が20m³/m以下の団体とする。

※12 企業債残高対給水収益比率 … 1年間の給水収益に対する企業債残高(借金)の割合

(3) 給水収益に対する資金残高

現行ビジョンの目標である「給水収益に対する資金残高^{※13}6か月分以上を確保」を継続していくことは、福山市の経営状況に鑑み、資金調達手段の一つである企業債の残高抑制に取り組みつつ、持続可能な経営基盤を確立するためには妥当な水準である。

その中で、今回の料金算定期間においては、事業経営に必要な最低限の額として、当面、給水収益の約3か月分に相当する20億円（平常時の運転資金と災害時への備えを含めた額）を設定したことは、使用者への過度な負担増を回避するためにはやむを得ない。

なお、中核市の類似団体は、平均で12か月分以上の資金を保有しており、福山市においても、将来的には同等の水準を確保するよう努められたい。

4 水道料金の定期的な検証と見直しの検討

1998年（平成10年）7月に料金改定を実施して以降、料金値上げをすることなく健全経営を行ってきたことは評価できる。

今後は、ビジョンの見直し時期などに合わせ、少なくとも5年に1回程度、水道料金が適正な水準であるか、また、料金体系が適当なものであるかの検証を行い、必要に応じて見直しを検討する仕組みを構築されることを強く求める。

5 不断の経営努力と市民サービスの向上

料金改定に対する市民の理解と協力を得るためには、料金改定後においても、職員一人一人がより一層の業務効率化や経費削減、財源確保に努める必要がある。

また、安定した事業経営を継続していくためには、災害時の対応も想定する中で、適正な人員確保と確実な人材育成・技術継承に努められたい。

あわせて、デジタル技術を始めとする先進的な取組の導入可能性について研究・検討を行い、市民サービスの維持・向上と行政事務の効率化に努められたい。

6 料金改定の市民周知

料金改定の必要性や改定内容などを市民に周知する際は、市民に分かりやすい丁寧な説明に努めるとともに、十分な周知期間を設けられたい。

^{※13} 給水収益に対する資金残高 … 平常時の運転資金や災害時など不測の事態への対応に備え、内部に留保している資金水準

7 事業全体の情報発信

将来にわたって持続可能な事業経営を行っていくためには、水道事業に対する市民の理解と協力が不可欠であり、日頃から事業の必要性や取組内容などを積極的に発信されたい。その際、情報発信の対象者（ターゲット）ごとに適切な媒体と内容を選択するなど、効果的な情報発信に努められたい。

また、情報発信に当たっては、丁寧で分かりやすい資料を作成し、市民の理解を得るよう努められたい。

VI おわりに

本審議会では、7回の会議を通じて、多様な視点から多くの意見が出る中で、適正な水道料金について議論を重ねてきた。その結果、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立し、安心・安全な水を安定的に供給するためには、水道料金の改定はやむを得ないとの判断に至った。

言うまでもなく、事業収入の根幹である水道料金については、公正妥当なもの、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎としたものでなければならない。

現行料金に改定した1998年（平成10年）7月から、人口減少や物価高騰、金利の上昇など、水道事業を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化している。今後も最新の水需要や更新需要の状況を見定める必要があることから、ビジョン見直し等のタイミングを捉えて、必要に応じて妥当な料金水準に見直すことを改めて要望する。

最後に、本審議会における審議の過程で出された委員の意見等を尊重するよう要望するとともに、福山市の水道事業が不断の経営努力と健全経営を維持することにより、次の100年も安心・安全で強靱な水道システムが健全な状態で引き継がれていくことを切に願うものである。

○福山市上下水道事業経営審議会 審議経過

項 目	開催年月日	審 議 内 容 等
第 1 回	2025 年（令和 7 年） 7 月 10 日	○ 任免通知書（委嘱状）の交付 ○ 会長及び副会長の互選 ○ 諮問『適正な水道料金について』 ○ 今後の審議スケジュール ○ 上下水道事業の現状と課題
第 2 回	8 月 6 日	○ 水道事業の経営状況 〔2024 年度（令和 6 年度）決算速報〕 ○ 財政推計
第 3 回	9 月 4 日	○ 改定の方向性（財政規律）の検討 ○ 水道料金算定の考え方
第 4 回	10 月 8 日	○ 改定の方向性（財政規律）の検討 ○ 総括原価の算定 ○ 下水道事業等の経営状況 〔2024 年度（令和 6 年度）決算見込み等〕 ○ 福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略） 後期実施計画の進捗状況
第 5 回	11 月 27 日	○ 料金体系の検討 ○ 料金表（案）の検討
第 6 回	12 月 25 日	○ 料金表（案）の検討・確認 ○ 答申（案）の検討
部 会	2026 年（令和 8 年） 1 月 21 日	○ 答申（案）の検討
第 7 回	1 月 29 日	○ 答申（案）の検討・確認

○福山市上下水道事業経営審議会 委員名簿

(選出区分・五十音順、敬称略)

選出区分	名 前	所属大学・団体等
学識経験を 有する者	池田 佑介	弁護士（副会長）
	佐藤 彰三	福山大学 経済学部 教授
	清水 聡行	福山市立大学 都市経営学部 准教授（会長）
	堀田 洋子	公認会計士
水道、下水道 又は集落排水処理 施設の使用者	客本 牧子	公募委員
	後藤 学	福山商工会議所 専務理事
	武井 晶代	公募委員
	角田 千鶴	公募委員
	橋本 敬治	連合広島東部地域協議会 事務局長
	藤井 徹太	福山市社会福祉協議会 会長

・小林 仁志 福山商工会議所 前専務理事

2025年（令和7年）10月31日まで